

提 起 キ

協定項目 2 1 - 6 商工労働関係事業の取扱いについて（その 2）

商工労働関係事業の取扱いについて、次のとおり提起する。

平成 1 6 年 1 月 3 0 日提出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

商工労働関係事業の取扱いについて（その 2）

商工労働関係については、別紙のとおり調整する。

事務事業名	現況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
新規企業立地促進事業・制度								
1 用地・建物・設備の取得費補助制度	取得費の10% 限度額2億円 要件：1億円以上の経費 (新規雇用が20人以上) 【県補助1/2】	該当なし	該当なし	県の直接補助(富山八尾中核工業団地) 取得費の10%、限度額2億円(1億円以上の経費、新規雇用が20人以上) 条例化の予定 取得費の5%、限度額1億円(1億円以上の経費、新規雇用が5人以上) 富山八尾中核工業団地については、県の直接補助に加え、町単独で補助する。	県の直接補助(富山イノベーションパーク) 取得費の10%、限度額2億円(1億円以上の経費、新規雇用が20人以上)	該当なし	該当なし	合併時に、富山市の例により統合する。なお、富山八尾中核工業団地及び富山イノベーションパークについては、県の直接補助に加え、新市単独で下記の金額を補助するものとする。 (取得費の5% 限度額1億円 (1億円以上の経費、 新規雇用が5人以上))
2 工場等の設置における固定資産に係る補助制度	土地・建物・設備に係る固定資産税相当額(初年度のみ) ただし、土地は3,000㎡までの分 1の対象企業を除く	該当なし	3年間課税免除 対象：工業生産用設備(土地、建物、設備)の取得費 2,000万円超 (新規雇用が新設10人以上、増設5人以上)	3年間課税免除 農村地域工業等導入促進法にかかる地区(富山八尾中核工業団地) 対象：工業生産用設備(土地、建物、設備)の取得費3,000万円超(新規雇用要件なし) 上記以外の地区 対象：上記設備の取得費3,000万円超 (新規雇用が新設10人以上、増設5人以上)	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に、富山市の例により統合する。なお、合併前に課税免除の適用を受けた企業については、その適用期間、課税免除相当額を補助するものとする。
3 用地に係る経費補助制度	用地取得費の10～25% ・3,000㎡超～30,000㎡ 25% ・30,000㎡超～50,000㎡ 15% ・50,000㎡超 10% 限度額1億円(新規雇用が5人以上) 1の対象企業を除く	該当なし	・用地取得費の20% ・賃借料の20%(3年間) 限度額2,000万円 (3,000㎡以上、新規雇用が20人以上)	該当なし	用地取得費の10% 限度額3,000万円 (5,000㎡以上、新規雇用が20人以上)	該当なし	・用地取得費の20% ・賃借料の20%(3年間) 限度額500万円 (700㎡以上、新規雇用が10人以上)	用地取得に係る補助制度については、合併時に、富山市の例により統合する。賃借料に係る補助については、合併後、新市において検討するものとする。
4 環境保全施設に係る工事費補助制度	工場立地法、緑化推進条例に基づく緑地の設置工事費の30% 限度額700万円 公害防止設備の設置(工場適地に限る) 整備費の20% 限度額1,000万円	該当なし	・廃棄物処理、排水路、緑地、池の設置 整備費の10% 限度額100万円	該当なし	・廃棄物処理施設、排水路、緑地、池の設置 整備費の20% 限度額200万円	該当なし	・廃棄物処理施設、排水路、緑地、池の設置 整備費の10% 限度額100万円	工場立地法、緑化推進条例に基づく緑地の設置及び公害防止設備の設置については、合併時に、富山市の例により統合する。未整備用地の廃棄物処理施設、排水路等の整備費については、合併時に、婦中町の例により統合する。

事務事業名	現 況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
5 福利厚生施設設置に係る工事費補助制度	工事費の30% 限度額700万円	該当なし	該当なし	該当なし	工事費の20% 限度額200万円	該当なし	該当なし	合併時に、富山市の例により統合するものとする。
6 消雪装置設置に係る工事費補助制度	工事費の30% 限度額700万円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に、富山市の例により統合するものとする。
7 再生資源を原材料として利用する事業に対する設備投資に係る補助制度	設備投資費の20% 限度額100万円 1の対象企業を除く	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に、富山市の例により統合するものとする。
8 工場等の新増設に際する新規雇用者に係る補助制度	新規雇用者×50万円 限度額1億円 (新規雇用者が10人以上)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に、富山市の例により統合するものとする。
9 集団化・高度化による工場等の設置に係る補助制度	投下固定資本総額の3%以内	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に、富山市の例により統合するものとする。
10 集団化・高度化による共同施設の設置に係る経費補助制度	共同駐車場、消融雪装置、休憩関連施設などの新設、増設、改造 ・工事費の30% ・限度額 中小企業団体 1億円 商工業団体 1,000万円 共同自転車置場などの新設、増設、改造 ・工事費の30% ・限度額 中小企業団体700万円 商工業団体 400万円 共同事業施設の新設、増設、改築 ・工事費の10% 用地費は除く(~)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	共同駐車場の設置費 ・用地取得費の20% (有料駐車場は10%) 限度額100万円 ・用地借地料の20% (有料駐車場は10%) 限度額20万円 ・主体工事費の20% (有料駐車場は10%) 限度額150万円 共同自転車駐輪場の設置費(40㎡以上) ・用地取得費の20% 限度額20万円 ・工事費の20% 限度額30万円	合併時に、富山市の例により統合するものとする。
11 周辺の公共的施設整備(市町村直接投資)	必要に応じて予算の範囲内で整備	必要に応じて予算の範囲内で整備	立地基盤を予算の範囲内で整備	必要に応じて予算の範囲内で整備	立地基盤を予算の範囲内で整備	立地基盤を予算の範囲内で整備	・立地基盤を予算の範囲内で整備 ・村有財産の貸与及び譲渡、工場等敷地の斡旋、道路及び用排水路事業に対する協力、労働者住宅等の斡旋、電力確保斡旋など	合併後、地域の実情に合わせ、整備するものとする。

事務事業名	現 況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
中小企業向け融資制度等								合併時に富山市の融資制度に統合するものとする。なお、その他融資制度における既往の融資分については、新市に引き継ぐものとする。
1 融資制度								
単独融資制度 ()内は限度額 単位：万円	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資金 (1,250) ・経営安定資金 (1,000) ・緊急経営基盤安定資金 (2,000) ・設備近代化資金(1,000) ・高度技術設備資金 (4,000) ・大型店対策店舗改善資金 (2,000) ・福利厚生施設設置資金 (500) ・環境整備資金 (500) ・工場移転促進事業資金 (10,000) ・高度化事業資金 (10,000) ・創業者支援資金 (1,000) 	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業育成対策融資資金 (1,000) ・工場等移転資金(2,000) ・節季融資資金 (150) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業活性化資金 (750) ・節季融資資金 (300) 	<ul style="list-style-type: none"> ・節季融資資金 (300) 	<ul style="list-style-type: none"> ・節季融資資金 (300) 	該当なし	
県協調融資制度 ()内は限度額 単位：万円	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急経営改善資金 (小口枠) (1,000) ・小口事業資金 (1,250) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急経営改善資金 (小口枠) (1,000) ・小口事業資金 (1,250) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急経営改善資金 (小口枠) (1,000) ・小口事業資金 (1,250) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急経営改善資金 (小口枠) (1,000) ・小口事業資金 (1,250) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急経営改善資金 (小口枠) (1,000) ・小口事業資金 (1,250) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急経営改善資金 (小口枠) (1,000) ・小口事業資金 (1,250) 	
その他融資制度	富山駅南街区特別資金 (新規取扱い廃止)	該当なし	該当なし	該当なし	商業活性化資金(新規取扱い廃止)	該当なし	該当なし	
2 保証料助成制度								合併時に富山市の保証料助成制度に統合するものとする。
単独融資制度	全額助成	該当なし	該当なし	中小企業活性化資金の借入に依る信用保証料の50%	該当なし	該当なし	該当なし	
県協調融資制度	該当なし	該当なし	該当なし	県小口事業資金の借入に依る信用保証料の50%	県小口事業資金の借入に依る信用保証料の50%	該当なし	該当なし	
他機関制度	商工会地区小規模事業経営改善資金融資に係る信用保証料の30%	県経営安定資金(地域産業対策枠、中小企業特別支援枠)に係る信用保証料の1/3	商工会地区小規模事業経営改善資金融資に係る信用保証料の50%	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会地区小規模事業経営改善資金融資に係る信用保証料の50% ・県経営安定資金(地域中小企業特別支援枠及び自己資本充実促進枠を除く)の借入に依る信用保証料の50% 	商工会地区小規模事業経営改善資金融資に係る信用保証料の30%	該当なし	該当なし	

事務事業名	現 況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
3 利子助成制度								合併時に富山市の利子助成制度に統合するものとする。 なお、既往の融資分については、新市に引き継ぐものとする。
単独融資制度	設備関係資金の融資利率の年0.7%（一部年1.0%）分	該当なし	該当なし	該当なし	商業活性化資金に係る利子の50%（年間30万円を限度）	該当なし	該当なし	
県協調融資制度	該当なし	県小口事業資金の借入金に係る利子の3%	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	県小口事業資金の融資利率の年0.5%分	
他機関制度	該当なし	国民生活金融公庫、県経営安定資金（地域産業対策枠、中小企業特別支援枠）、商工会地区小規模事業経営改善資金に係る利子の3%	県高度技術化促進資金・国民生活金融公庫貸付金の借入金に係る利子の15%	該当なし	国民生活金融公庫の設備事業資金の借入額の0.3%（年間12万円を限度）	該当なし	・商工会地区小規模事業経営改善資金の融資利率の年0.3%分 ・小企業等経営改善資金の融資利率の年0.3%分	
4 損失補償制度								合併時に富山市の損失補償制度に統合するものとする。 なお、既往の融資分に係る契約は、新市に引き継ぐものとする。
単独融資制度	富山県信用保証協会と覚書を締結。 条例に基づく資金 直近3か年平均残高見込額×直近3か年平均弁済率×25%×75%（市負担率） 緊急経営基盤安定資金 融資残高見込額×2.5%（代位弁済率）×25%（市負担率）	該当なし	富山県信用保証協会と損失補償契約締結。 中小企業育成対策融資資金について、預託額の15%	富山県信用保証協会と損失補償契約締結。 中小企業活性化資金について、預託金×協調倍率×5%（事故率）×30%（負担率）	富山県信用保証協会と損失補償契約締結。 商業活性化資金について、預託金×協調倍率×5%（事故率）×30%（負担率）	該当なし	該当なし	
県協調融資制度	該当なし	県が保証協会と契約を締結している（町は負担していない）	県が保証協会と契約を締結している（町は負担していない）	県が保証協会と契約を締結している（町は負担していない）	県が保証協会と契約を締結している（町は負担していない）	県が保証協会と契約を締結している（村は負担していない）	県が保証協会と契約を締結している（村は負担していない）	